

吳市教育委員会議題
(令和3年5月25日定例会)

吳市教育委員会

令和3年5月25日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第11号 教育振興基本計画の策定について
- 4 教議第12号 令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 5 報告第10号 令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択手続について
- 6 報告第11号 令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項について
- 7 報告第12号 令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- 8 教議第13号 令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 9 報告第13号 令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 10 報告第14号 令和3年度学校別児童・生徒数等について
- 11 報告第15号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 12 報告第16号 寄附受納について
- 13 報告第17号 広島県に対する提案事項について 【非公開】
- 14 教議第14号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について【秘密会】

教育振興基本計画の策定について

呉市教育振興基本計画を次の策定方針により策定する。

策定方針

- 1 本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定する。
- 2 本市の各種計画の最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」及び教育等の振興に関する総合的な施策の大綱である「呉市教育大綱」を基本理念とする。
- 3 本計画に包含する分野は、幼児教育、学校教育、社会教育、文化財保護その他とする。
- 4 分かりやすい指標を設定し、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立に資するものとする。
- 5 令和4年3月策定完了を目途とする。

議案資料 教育振興基本計画の策定について

1 教育振興基本計画

呉市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により、国の定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めるもの。

《参考》

教育基本法（平成18年法律第120号）（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 今後のスケジュール（案）

令和3年7月	計画の骨子策定
令和3年8月	計画策定方針について、市議会文教企業委員会に行政報告
時期未定	計画素案の作成
	計画素案について、市議会文教企業委員会に行政報告
	計画素案について、市民意見公募（パブリックコメント）実施
	計画最終案の作成
	計画最終案について、市議会文教企業委員会に行政報告
令和4年3月 （目途）	計画の決定及び計画の公表

令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和3年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について

社会（歴史的分野）について、教科用図書検定規則の規定に基づく検定審査不合格の決定を受けた教科用図書が、文部科学大臣への再申請、検定を経て新たに発行されることとなったため、これについて調査・研究を行う。

(ア) 基礎・基本の定着

(イ) 主体的に学習に取り組む工夫

(ウ) 内容の構成・配列・分量

(エ) 内容の表現・表記

(オ) 言語活動の充実

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

(ア) 内容の特徴・程度

(イ) 内容の構成・配列・分量

(ウ) 内容の表現・表記

(エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 小学校用教科用図書について

令和3年度においては、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 令和3年度においては、原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

イ 中学校用教科用図書（社会（歴史的分野））について

(ア) 採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから行う。

(イ) 採択は、広島県教育委員会が作成する「選定資料」のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯、内容等を踏まえて行う。

(ウ) 教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

a 選定委員会においては

- ・ 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査する観点等を示す。

- ・ 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、選定委員には保護者や学識経験者を加える。

- ・ 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、教育長に報告する。

b 調査・研究委員会においては

- ・ 選定委員会から示された観点等に基づき、社会（歴史的分野）の教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。

- ・ その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。

- ・ 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長、教頭、主幹教諭及び教諭の中から委嘱する。

- ・ 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- ア 特別の教育課程を編成する場合に，文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には，下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上，学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。
- イ 各学校は，教科書選定会議を設置し，教科用図書を種目ごとに選定するとともに，選定理由書を教育長に提出する。

令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択
 手続について

学校教育課

令和3年度において、自由社の「新しい歴史教科書」が、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった。

当該図書は、令和元年度に教科用図書検定規則の規定に基づく検定審査不合格の決定を受け、翌令和2年度に再申請していたものである。

このことに伴い、中学校において社会（歴史的分野）の採択替えを行うことも可能となったことから、令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定
8月	○「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）の採択手続について」及び「令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員，調査・研究委員の委嘱手続 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員会（原則3回実施） ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決，採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和3年6月11日（金）～令和3年6月25日（金）

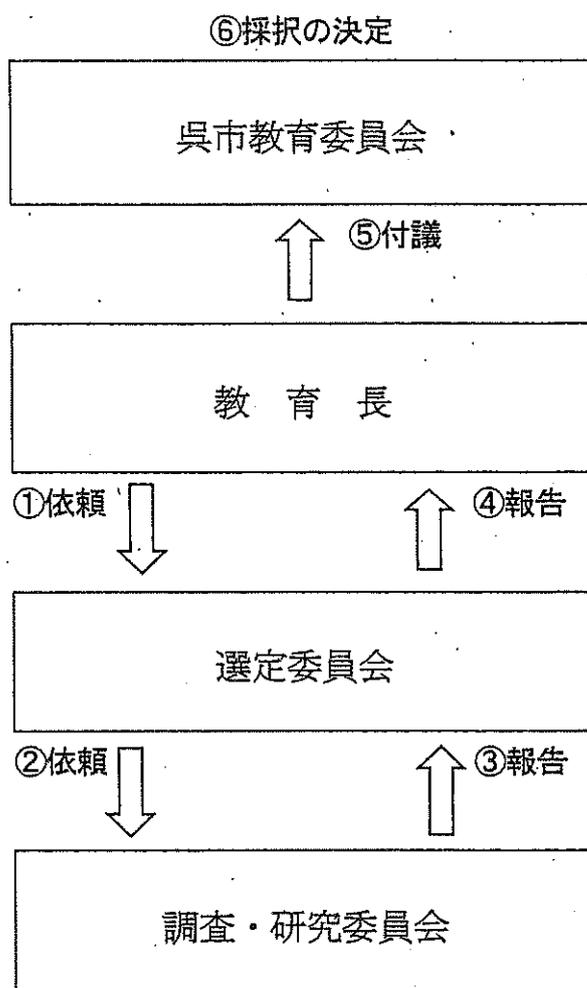
日時 平日 9時30分～19時（休館日21日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

（期間，日時，場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【中学校「社会（歴史的分野）」】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「令和4年度使用教科用図書(中学校「社会（歴史的分野）」)採択のための調査・研究要項」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会の示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に，今年度採択する教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 今年度採択する教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択の
ための調査・研究要項について

学校教育課

令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択のための調
査・研究要項を次のように定める。

令和4年度使用教科用図書（中学校「社会（歴史的分野）」）採択の
ための調査・研究要項

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和4年度に呉市立
小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科
用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における
義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観
点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市立中学校長会長1名

(イ) 保護者代表2名及び学識経験者1名

(ウ) 呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長
11名

(エ) (ウ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

イ 保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員から2名に依頼する。

ウ 選定委員会は、原則として2回開催する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 次の手順により調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」とい
う。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調
査・研究委員会」という。）に依頼する。

(ア) 社会（歴史的分野）部会を代表する校長は、教科等の特性に応じた観点
等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 委員長は、調査・研究委員会に観点等を示す。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告する。

(7) 社会（歴史的分野）部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(イ) 選定委員会は、調査・研究委員会の調査・研究報告書及び総合所見の原案を審議し、その結果を教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、呉市立中学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭及び教諭の中から7名以内の者を委嘱する。

イ 調査・研究委員会は、原則として3回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続
について

学校安全課

小・中学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和4年度呉市小・中学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定
8月	○「令和4年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長への選定理由書の提出 ○教育委員会会議（議決，採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和3年6月11日（金）～令和3年6月25日（金）

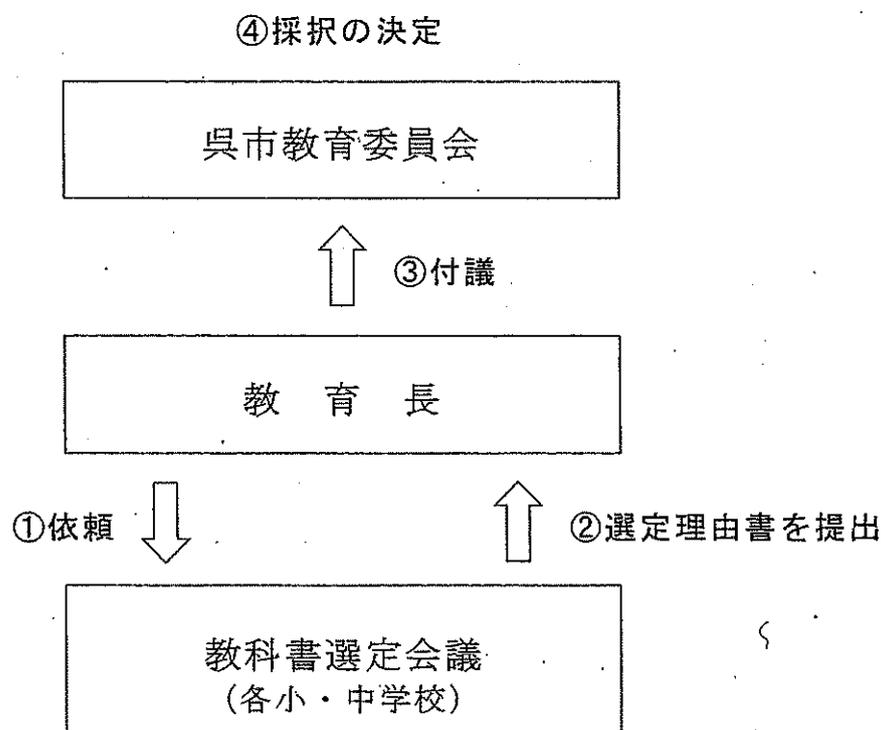
日時 平日 9時30分～19時（休館日21日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

（期間，日時，場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小・中学校に「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和4年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 各小・中学校は，教科書選定会議を設置し，児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに，選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は，教育委員会会議に付議する。
- ④ 各小・中学校が選定した教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和3年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定し、報告した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ロ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育長に報告する。

(2) 学校の実態や教育目標等を充分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。

令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。
 令和4年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」による。

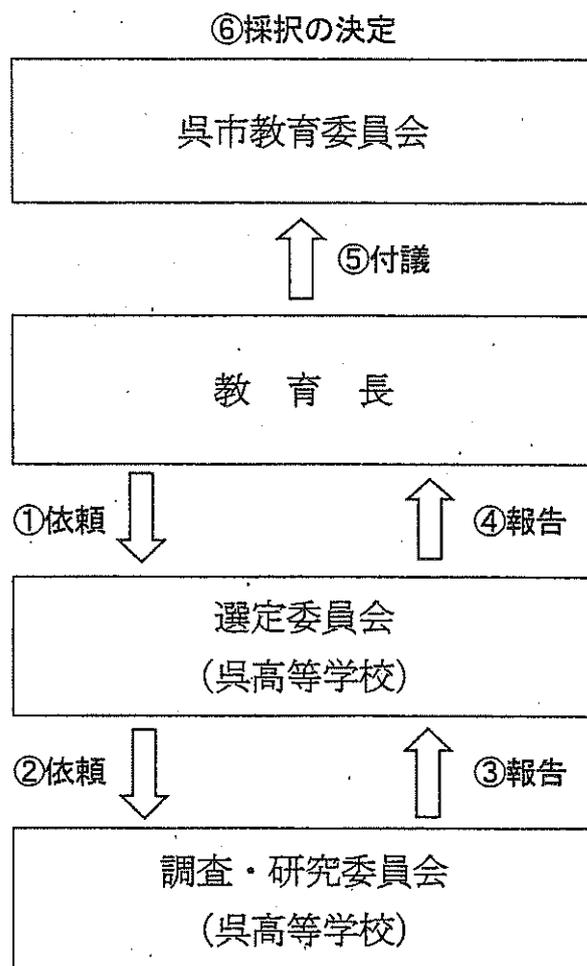
3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定
8月	○「令和4年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究委員会 ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和3年6月11日（金）～令和3年6月25日（金）
 日時 平日 9時30分～19時（休館日21日（月）を除く。）
 土日 9時30分～17時
 場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室
 （期間、日時、場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会が示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和4年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 報告を基に教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領

この要領は、呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）第13条及び呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、呉市立呉高等学校教科用図書の採択手続に関する必要な事項を定める。

なお、呉市教科用図書の採択に関する規程のうち第1条から第3条まで、第10条、第12条及び第14条については準用するものとする。

1 教育委員会の役割

- (1) 採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択手続を確立する。
- (2) 選定委員会及び調査・研究委員会を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図るとともに、適切な指導・助言を行う。

2 選定委員会

- (1) 選定委員会は、次に定める委員をもって組織する。
 - ア 呉市立呉高等学校校長（以下「校長」という。）及び呉市立呉高等学校教頭（以下「教頭」という。）
 - イ 地域代表、学識経験者等
- (2) 校長を委員長、教頭を副委員長とする。
- (3) 呉市教育委員会が定めた採択基本方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書を調査する観点を示す。
- (4) 調査・研究委員会の報告を受け審議し、その結果について理由を付し、呉市教育委員会教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

- (1) 教科用図書について、充分かつ綿密に調査・研究を行い、その結果について、選定委員会に報告する。
- (2) 専門的な調査・研究を行うことから、調査員は教員とする。
- (3) 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

付 則

この要領は平成20年6月1日から実施する。

- 改正 平成25年4月1日
平成26年5月12日
平成28年5月9日
平成28年6月3日
平成29年5月16日

令和3年度学校別児童・生徒数等について(小学校)

令和3年5月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数										編制学級数													
		通常学級					特別支援学級					通常学級					特別支援学級								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	
1	仁方	45	39	48	32	50	46	260	2	2	3	1	1	0	9	299	2	2	2	1	2	2	11	27	13
2	広南	15	16	16	22	18	23	110	0	2	0	1	0	0	3	13	1	1	1	1	1	1	6	2	8
3	白岳	101	81	108	114	106	121	631	6	1	5	5	4	7	28	659	3	3	3	3	3	4	19	5	24
4	広坂	91	92	105	96	103	91	578	2	5	4	6	2	3	22	600	3	3	3	3	3	3	18	4	22
5	三郷	57	58	57	57	69	63	361	1	2	5	1	1	5	15	376	2	2	2	2	2	2	12	2	14
6	郷原	23	41	40	38	54	65	261	0	1	1	1	2	1	6	267	1	2	1	1	2	2	9	1	10
7	横路	126	128	130	122	132	138	776	2	2	2	3	5	5	19	795	4	4	4	4	4	4	24	3	27
8	阿原	81	83	74	89	95	97	519	2	2	2	6	3	5	20	539	3	3	3	2	3	3	17	4	21
9	警固	13	24	17	20	26	18	118	1	1	0	0	1	1	4	122	1	1	1	1	1	1	6	2	8
10	坪屋	17	21	16	19	24	17	114	0	1	3	0	0	0	4	118	1	1	1	1	1	1	6	1	7
11	宮内	30	35	24	31	25	22	167	0	1	0	0	0	0	1	168	1	1	1	1	1	1	6	1	7
12	原庄	16	20	21	18	22	23	120	1	2	0	3	1	0	7	127	1	1	1	1	1	1	6	1	9
13	和通	36	37	45	45	35	38	236	1	1	0	0	1	1	4	240	2	2	2	2	2	1	10	2	12
14	本通	20	25	35	27	25	21	153	1	1	0	2	2	3	9	162	1	1	1	1	1	1	6	2	8
15	長立	15	17	20	15	19	20	106	0	0	1	6	3	2	12	118	1	1	1	1	1	1	6	3	9
16	明立	38	44	41	51	40	42	256	0	0	1	3	0	2	6	262	2	2	2	2	2	1	11	2	13
17	荘山	69	82	82	81	68	86	468	1	2	2	2	1	2	10	478	2	3	3	3	2	3	16	2	18
18	呉中	82	89	100	99	86	108	584	5	1	6	1	3	4	20	584	3	3	3	3	3	3	18	5	23
19	西港	17	13	15	22	17	23	107	2	4	1	2	0	0	9	116	1	1	1	1	1	1	6	2	8
20	港町	31	44	36	37	29	37	214	1	0	2	1	1	2	7	221	1	2	1	1	1	1	7	2	9
21	吉浦	35	38	44	43	52	56	268	1	1	2	1	1	1	7	275	1	2	2	2	2	2	11	1	12
22	天応	37	29	39	30	29	24	188	2	0	0	0	0	2	4	192	2	1	1	1	1	1	7	2	9
23	昭西	64	57	71	58	71	60	381	2	6	2	6	0	4	20	401	2	2	2	2	2	2	12	4	16
24	昭中	75	81	90	74	74	79	473	2	6	3	8	2	1	22	495	3	3	3	2	2	2	15	5	20
25	昭南	30	20	33	31	32	38	184	2	0	0	1	3	1	7	191	1	1	1	1	1	1	6	2	8
26	昭北	99	95	99	107	138	110	648	0	2	1	4	1	2	10	658	3	3	3	3	4	3	19	3	22
27	川尻	42	38	47	62	52	60	301	0	0	2	1	3	3	9	310	2	2	2	2	2	2	12	2	14
28	音戸	14	22	9	19	22	18	104	0	1	0	1	0	1	3	107	1	1	1	1	1	1	6	2	8
29	波多	33	28	35	30	34	35	195	5	2	0	1	3	1	12	207	1	1	1	1	1	1	6	3	9
30	明徳	15	6	13	6	15	11	66	0	1	0	0	0	0	1	67	1	1	1	1	1	1	6	1	7
31	倉橋	9	12	16	14	13	18	82	0	0	0	0	2	1	3	85	1	1	1	1	1	1	6	2	8
32	浦刈	3	7	3	8	8	9	38	0	0	2	0	0	0	4	42	1	1	0.5	0.5	1	1	5	2	7
33	安浦	44	40	49	36	57	51	277	3	3	0	1	1	3	11	288	2	2	2	1	2	2	11	3	14
34	安登	14	19	14	18	27	15	107	0	1	3	1	0	1	6	113	1	1	1	1	1	1	6	2	8
35	豊	5	1	4	5	8	11	34	1	0	0	0	0	0	2	36	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	4	2	6
合計		1442	1482	1596	1576	1675	1694	9465	46	53	53	70	49	65	336	9801	58.5	61.5	58	56	58	60	362	86	438

令和3年度学校別児童・生徒数等について(中学校)

令和3年5月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数									編制学校数								
		通常学級			特別支援学級			合計			通常学級			合計					
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
1	仁方	58	40	44	142	1	0	3	4	146	2	1	2	5	7				
2	広南	17	17	19	53	1	0	0	1	54	1	1	1	3	4				
3	白岳	121	121	118	360	1	1	2	4	364	4	4	3	11	12				
4	広中央	151	144	164	459	3	7	5	15	474	4	4	5	13	16				
5	郷原	53	63	57	173	2	0	0	2	175	2	2	2	6	8				
6	横路	116	132	124	372	5	0	2	7	379	3	4	4	11	13				
7	阿賀	95	87	91	273	3	4	1	8	281	3	3	3	9	11				
8	警固屋	14	13	12	39	0	2	1	3	42	1	1	1	3	5				
9	宮原	42	37	49	128	0	4	0	4	132	2	1	2	5	8				
10	和庄	99	88	72	259	3	0	1	4	263	3	3	2	8	10				
11	東畑	65	55	47	167	1	3	2	6	173	2	2	2	6	8				
12	片山	61	62	59	182	1	0	0	1	183	2	2	2	6	7				
13	呉中央	97	100	96	293	5	7	2	14	307	3	3	3	9	13				
14	両城	42	47	48	137	2	1	1	4	141	2	2	2	6	8				
15	吉浦	53	52	43	148	0	1	3	4	152	2	2	2	6	8				
16	天応	31	24	32	87	1	1	2	4	91	1	1	1	3	5				
17	昭和	110	142	122	374	1	3	3	7	381	3	4	4	11	14				
18	昭和北	144	176	147	467	7	6	2	15	482	4	5	4	13	16				
19	川尻	49	63	38	150	1	0	4	5	155	2	2	1	5	7				
20	音戸	50	57	49	156	1	1	1	3	159	2	2	2	6	8				
21	明德	10	14	12	36	0	0	0	0	36	1	1	1	3	3				
22	倉橋	12	14	14	40	0	1	0	1	41	1	1	1	3	4				
23	蒲刈	11	8	9	28	0	1	1	2	30	1	1	1	3	4				
24	安浦	65	59	60	184	2	3	1	6	190	2	2	2	6	9				
25	豊浜	14	9	9	32	0	1	1	2	34	1	1	1	3	5				
	合計	1580	1624	1535	4739	41	47	38	126	4865	54	55	54	163	213				

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

(1) 呉市立学校

生徒等1名 5月2日(日)に陽性確認

※ 生徒等とは、市立学校には、児童及び生徒が在籍していることから、「生徒等」と表記している。

臨時休業 5月3日(月)から5月5日(水)まで

学校施設消毒 5月5日(水)に実施

※ 当該患者の保護者の希望により、報道等への学校名等の公表を控えた。

(2) 呉市立中学校

教職員1名 5月7日(金)に陽性確認

- ・当該教職員に関わる感染可能期間は、5月4日(火)以降となる。
- ・当該教職員が感染可能期間に勤務していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施しない。また、臨時休業及び消毒は実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上の必要がないため、行わない。

(3) 呉市立中学校

生徒1名 5月8日(土)に陽性確認

- ・当該生徒に関わる感染可能期間は、5月3日(月)以降となる。
- ・当該生徒が感染可能期間に登校していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施しない。また、臨時休業及び消毒は実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上の必要がないため、行わない。

(4) 昭和北中学校

生徒1名 5月9日(日)に陽性確認

臨時休業 5月10日(月)から5月12日(水)まで

学校施設消毒 5月12日(水)

(5) 呉市立小学校

児童1名 5月10日(月)に陽性確認

- ・当該児童に関わる感染可能期間は、5月8日(土)以降となる。
- ・当該児童が感染可能期間に登校していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施しない。また、臨時休業及び消毒は実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上の必要がないため、行わない。

2 学校の対応

- ・ 国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止策の継続の徹底
- ・ 誹謗・中傷・差別をしないよう児童生徒に指導，保護者への呼び掛け
- ・ 心のケアの対応（個人面談，アンケート等）
- ・ 学習の支援

1 概要

(6) 呉市立学校

教職員1名 5月19日(水)に陽性確認

- ・当該教職員に関わる感染可能期間は、5月17日(月)以降となる。
- ・当該教職員が感染可能期間に勤務していないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施しない。また、臨時休業及び消毒は実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上の必要がないため、行わない。

(7) 呉市立学校

教職員1名 5月23日(日)に陽性確認

- ・当該教職員に関わる感染可能期間は、5月19日(水)以降となる。
- ・当該教職員の濃厚接触者・接触者が学校関係者にいないため、学校又は学級単位でのPCR検査は実施しない。また、臨時休業及び消毒は実施しない。
- ・当該校の校名公表は、施設の管理、防疫上の必要がないため、行わない。

3 緊急事態宣言発令による学校対応

(1) 授業実施について

呉市立小中学校

- ・これまでどおり実施。

呉高等学校

- ・1年生は、分散登校及びオンライン授業を5月24日(月)から実施。
- ・2,3年生は、これまでどおり実施。

(2) 部活動について

- ・令和3年5月16日(日)～令和3年6月1日(火)は休止。
- ・ただし、校長の認める必要最小限の活動は実施できる。

日曜日及び土曜日などの学校の休業日においても、1日の活動時間は2時間以内。

他校との練習試合及び合同練習は行わない。

(3) 寄宿舎における感染症対策について

寄宿舎から自宅への帰省は、原則として行わせない。

(4) 体育大会及び運動会について

- ・人との接触を減らす観点から、無観客での実施。
- ・感染状況によっては、延期等の判断も行う。

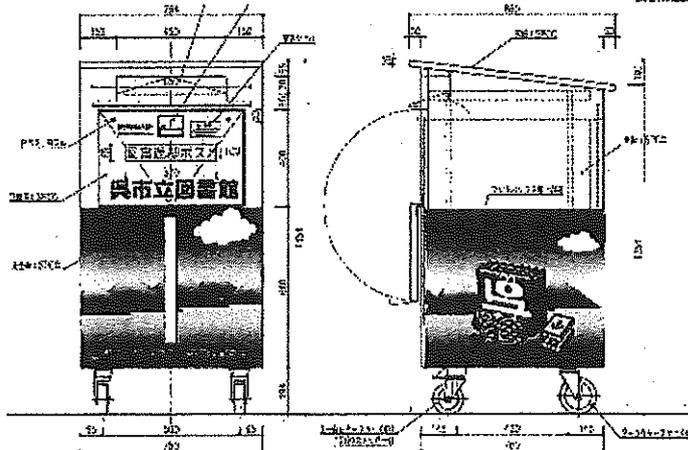
寄附受納について

中央図書館

呉ライオンズクラブ結成65周年記念事業の一環として、呉市中央図書館及び呉市広図書館に次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

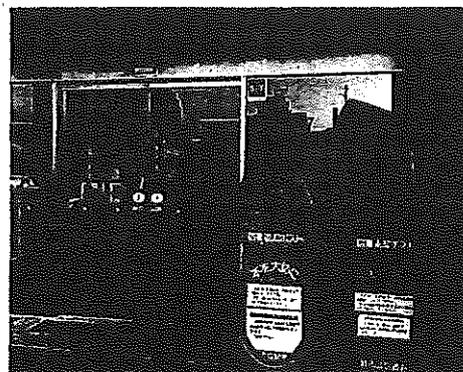
寄附申込者	名称	受納施設	数量	評価額	受納年月日
呉ライオンズ クラブ	図書返却ポスト	呉市中央図書館	1台	556,600円	R3.5.21
		呉市広図書館	1台	477,400円	

呉ライオンズクラブ 65周年記念贈呈ブックリターンポストLII改 2021.3.22



中央図書館

広図書館



既設置の2台はそのまま、白丸の箇所へ新たに設置

丸囲みの既存ポストとの入替え

